

八尾市人権尊重の社会づくり条例	八尾市地域安全条例	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例
（前文） 私たちは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたう世界人権宣言の趣旨及び基本的人権の享有と法の下の平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに取り組んできた。 しかしながら、今日もなお、社会的身分、人種、民族、性別、障害のあること等により人権が侵害されている現実がある。 すべての人の人権が尊重されるためには、私たち一人ひとりが人権を行使するに当たり、自らが社会の構成員としての責任を自覚し、あたたかい心でまじわり、人間愛をもってお互いの人権を尊重することが大切である。 私たちは、ここに、より一層、人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。		（前文） 八尾市は、河内音頭をはじめ、さまざまな伝統的文化が今に継承され、心合寺山古墳などの歴史的な環境や高安山山系のみどりあふれる古くから大和と難波を結ぶ要衝、河内の中心として栄え、中世には久宝寺、八尾、萱振の三つの寺内町が形成されました。ここに市民自治の萌芽がみられ、自治都市としての伝統が自治会加入率の高さとなってあらわれ、市民と市との協働の実績を生み出してきました。 この経験を活かし、市民自治をより発展させるためには、人権を尊重し、社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障害のあることなどの違いを認め合い、すべての市民一人ひとりがつながり、市民と市及び市民どうしが地域の課題について話し合い、課題解決の途を探ることが重要となってきます。これを前提に、地域資源を最大限に活用して、市民と市及び市民どうしがそれぞれの役割分担と責任を自覚し、協働してまちづくりを進めていくことが、新たな段階の地方自治に求められます。 市民が住みつけたいと思うまちの実現をめざし、ここに、参画と協働の新たなしくみを定め、地方自治の本旨に基づき、市民が主体となって地域活動を行い、その活動を通じて蓄積される地域力を活かしたまちづくりをより一層進めるため、この条例を制定します。
（目的） 第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりを進めるに当たっての、市と市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進を図り、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現をめざすことを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、地域における犯罪、事故等の発生を防止するため、市、市民及び事業者が、人権擁護に配慮しつつ、果たすべき役割等を明らかにするとともに、安全意識の高揚と地域安全の推進に関して基本となる事項を定めることにより、安全で安心して生活することのできる地域社会を実現することを目的とする。	（目的） 第1条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりについての基本的な事項を定めることにより、主権者である市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民どうしが対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことを通じて、地方自治の本旨に基づく、地域力を活かしたまちづくりを進めることを目的とする。
（市の役割） 第2条 市は、前条の目的を達成するため、あらゆる施策の実施に当たり、人権尊重の視点を踏まえるとともに、人権に関する必要な施策を推進するものとする。	（市の責務） 第2条 市は、地域安全の推進を図るため、広報、啓発、環境整備及び計画策定等の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民及び事業者並びに国、他の地方公共団体その他の関係機関及び関係団体と連携を図るとともに、児童、障害者、高齢者その他援護を必要とする者の安全に特に留意するものとする。 3 市は、地域安全の推進に寄与すると認められる活動を行おうとする市民及び事業者に対し、適当と認められる範囲において、指導、支援、情報提供等を行うことができる。	（市の責務） 第8条 市は、市民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話に基づくまちづくりの推進に努めなければならない。 2 市は、市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、協働の意識を持った職員の育成に努めなければならない。 3 市は、外部委託等を行うに当たり、市民との協働の視点に立ち、市民公益活動の育成に配慮しなければならない。
（市民の役割） 第3条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において互いに人権を尊重し、市とともに自らがまちづくりの担い手として、人権尊重の社会の実現に努めるものとする。	（市民の役割） 第3条 市民は、自ら日常生活における安全の確保を図り、互いに協力して地域安全の推進のために必要な活動を行い、市が実施する地域安全に関する施策に協力するよう努めるものとする。	（市民の役割） 第7条 市民は、まちづくりの課題を自らの問題としてとらえ、自らの役割と責任を自覚し、まちづくりの主体となって活動するとともに、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。 2 市民は、お互いを尊重し、支え合うとともに、交流を進め、連携を図り、地域資源を活かしたまちづくりを進めるよう努めるものとする。
	（事業者の役割） 第4条 事業者は、その事業活動に関して地域安全の推進のために必要な措置を講じ、地域安全の確保に貢献するとともに、その所有又は管理に係る土地及び建物その他の工作物を適正に管理し、市が実施する地域安全に関する施策に協力するよう努めるものとする。	

八尾市人権尊重の社会づくり条例	八尾市地域安全条例	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例
（推進体制の充実） 第4条 市は、市民、事業者、公共的団体及び関係行政機関等と連携を図りながら、人権尊重の社会づくりを推進する体制の充実に努める。	（推進組織） 第6条 市長は、この条例を効果的に運用するため、推進組織を置くことができる。	（協働の推進） 第5条 市は、まちづくりにおいて、市民の発意を尊重するとともに、市民の参画の機会と議論の場を保障するよう努めなければならない。 2 市民と市、市民どうしは、お互いに尊重し合い、情報を共有することによって相互理解を深め、それぞれが対等な立場で、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。
（人権尊重の社会づくり審議会） 第5条 人権尊重の社会づくりに関する事項について意見を聴くため、八尾市人権尊重の社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。 3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。		（審議会等の運営） 第14条 市は、その所管する審議会等（以下「審議会等」という。）の委員には、市民からの公募による委員を選任するよう努めなければならない。 2 市は、市民から審議会等の委員を公募する場合は、その選考において、公正な審査により選任しなければならない。 3 市は、審議会等において議論が尽くされるよう配慮しなければならない。
	（地域安全モデル地区） 第5条 市長は、この条例の目的を達成するため、必要があると認めるときは、市域内に地域安全モデル地区を指定することができる。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）市民 八尾市内に住み、働き、学び、又は事業を営む全ての人及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障害のあること等による差別を受けることがない。 （2）市 市長その他の執行機関、病院事業管理者及び水道事業管理者をいう。 （3）参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、市民が主体的に参加することをいう。
	（安全を考える日） 第7条 市、市民及び事業者の安全意識の高揚を図るため、市に安全を考える日を定める。 2 安全を考える日は、10 月1日とする。	（まちづくりの基本原則） 第3条 この条例の目的を達成するため、まちづくりの基本原則を次のとおり定める。 （1）市は、市民の参画に基づき、まちづくりを行うこと。 （2）市民と市とは、対等な立場に立ち、協働のまちづくりを進めること。 （3）市民と市とは、お互いにまちづくりに関する情報を共有し合うとともに、市は、その保有する情報を積極的に提供すること。 （4）市民と市、市民どうしは、信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること。
	（委任） 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	（まちづくりに参加する権利） 第4条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。 2 市民は、まちづくりへの参加においては、お互いが平等であることを認識しなければならない。 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。
		（情報の共有） 第6条 市は、市民の知る権利を尊重しなければならない。 2 市は、その保有する情報を市民と共有するため、その情報を積極的に提供しなければならない。 3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報の提供に係る体制の整備に努めるものとする。 4 市民は、市の保有する情報を積極的に収集するとともに、あらゆる機会をとらえ、市民どうしの情報の交流に努めるものとする。

八尾市人権尊重の社会づくり条例	八尾市地域安全条例	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例
		（説明責任） 第9条 市は、施策の立案、決定、実施及び評価の全ての過程において、その経過、内容、効果等について市民に説明する責任を果たさなければならない。 2 市は、市民の意見、提案等に対して、分かりやすく応答しなければならない。
		（対話の場） 第10条 市民は、自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場を設置するよう努めるものとする。 2 市は、前項に規定する対話の場の運営に必要な支援を行うことができる。 3 市は、第1項に規定する対話の場を円滑に進めるための人材の育成の支援に努めるものとする。 4 市は、前2項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。
		（市民公益活動への支援） 第11条 市は、市民公益活動を支援することができる。
		（市民意見提出制度） 第12条 市は、基本的な政策等を立案するときは、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるものとする。 2 市は、前項の規定による意見に対する考え方を公表するものとする。 3 市は、前2項の規定の実施に当たり、範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。
		（行政評価） 第13条 市は、市が実施し、又は実施しようとする施策及び事務事業について、その成果及び達成度を明らかにするため、行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。 2 市は、前項の行政評価の結果について、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めなければならない。
		（満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障） 第15条 市は、市民のうち、満20歳未満の青少年及び子どもが、その年齢にふさわしいまちづくりへの参加の機会を保障するよう努めなければならない。
		（条例の見直し） 第16条 市は、地域力を活かした市民と市の協働のまちづくりの推進状況の継続的な把握に努め、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が本市にふさわしいものであるかについて検討を行うものとする。 2 市は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。 3 市は、第1項の規定による検討を行い、及び前項の規定による必要な措置を講ずるに当たっては、市民の意見を聴取しなければならない。
附 則 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。 2 第3条の規定は、市民に対し強制するものと解釈してはならない。 3 本条例各条の適用にあたっては、市議会の議論を踏まえ、常に行政の自主性を堅持するとともに、公正中立及び透明性の確保を図り、財政負担の均衡に努めるものとする。	附 則 この条例は、平成15年1月1日から施行する。	附 則 この条例は、平成18年6月1日から施行する。 附 則（平成20年12月25日条例第38号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。